

# 不動産鑑定業の廃業等の届出について

## 1 廃業等の届出が必要となる事項 及び 届出義務者【不動産の鑑定評価に関する法律第 29 条】

- ① 不動産鑑定業を廃止したとき。  
→届出義務者不動産鑑定業者であつた個人  
又は 不動産鑑定業者であつた法人を代表する役員
- ② 死亡したとき。  
→相続人
- ③ 法人が破産手続開始の決定により解散したとき。  
→破産管財人
- ④ 法人が合併により解散したとき。  
→法人を代表する役員であつた者
- ⑤ 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の理由により解散したとき。  
→清算人
- ⑥ 第二十五条第一号から第三号まで、第六号又は第七号に該当するに至ったとき。  
→不動産鑑定業者

## 2 提出書類【不動産の鑑定評価に関する法律第 29 条】

廃業等届出書

## 3 提出時期

届出事由の生じた日から 30 日以内

(※ ②の場合はその事実を知った日から 30 日以内)

## 4 提出部数

1 部

(登録の拒否)

第 25 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

(3) 第 16 条第 5 号又は第 6 号に該当する者

(4) 第 30 条第 6 号又は第 41 条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から 3 年を経過しない者

(5) 第 41 条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第 29 条第 1 項第 1 号に該当し、第 30 条第 1 号又は第 2 号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(7) 法人で、その役員のうち第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者のあるもの